

台湾における新住民子女の教育の現状と課題

—外国につながりをもつ子どもの教育保障の在り方に着目して—

A Study of Educational Issues on New Immigrant Children in Taiwan

— On the View Point of Educational Support for Foreign Children —

日暮 トモ子

(Tomoko HIGURASHI)

Abstract :

This article considered the present conditions and problems whether Taiwanese government educated them under any logic for the children called "New Immigrants' children" who have a parent emigrated to Taiwan for the purpose of marriage from the foreign countries, especially South-East Asia. If new immigrant children for the childhood period grow up in South East Asian countries, they frequently face with both difficult problems of Chinese education and mother tongue education after the elementary school entrance. Although Taiwanese government carried out and offered many educational support measures for them, it put the aim of support on making much account of the economic aspects and contribution in the future of Taiwanese society rather than the human rights for them. In addition, about of the educational supports for them, there were the criticism from the indigenous people including the same minority race. It may be said that the realization of the idea such as society of the many culture symbiosis that Taiwanese government aims at is difficult if I cannot handle such a problem.

キーワード：台湾、新住民、新住民子女、新台湾の子、教育保障

Keywords : Taiwan, New Immigrant, New Immigrant Children, New Taiwan's Children, Educational Support

1. はじめに

法務省の統計¹⁾によれば、平成28年末の在留外国人数（中長期在留者と特別永住者の計）は238万2,822人であり、前年同時期と比較して15万633人（6.7%）増え、過去最高となった。外国人の来日理由は多様である。とりわけ、1980年代半ばからの国際化の動きや1990年の出入国管理及び難民認定法改正を背景に、中国帰国者や日系南米人などを始めとする「ニュー

カマー」が急増し、彼らの日本での定住化や家族の移住・移民化が進んだ。その結果、今日日本の公立の学校には、外国籍の両親をもつ外国籍を有する児童生徒が在籍しているだけでなく、さらには、日本国籍を持った、外国につながりがある児童生徒も存在するようになり、学校内の児童生徒の多文化化がみられる。

文部科学省の調査によると、平成28年5月1日現在、公立学校に在籍している外国人児童

生徒数は8万119人で、平成26年度調査と比べて9.3%増加している。そのうち、公立学校に在籍している日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は3万4,335人で、前回（平成26年度調査）と比べ17.6%増えているものの、うち日本語指導等特別な指導を受けている者の割合は76.9%にとどまっている²⁾。また、公立学校に在籍している日本語指導が必要な日本国籍を有する児童生徒数も9,612人おり、うち日本語指導等特別な指導を受けている者の割合は74.3%である³⁾。裏を返せば、日本国籍を有してはいるながらも、あるいは、日本国籍を有しているがゆえに、日本語指導等特別な指導を受けられていない子どもが25%程度存在するということがある。こうした状況からしても、学校において外国人及び外国につながりをもつ子どもの学びが十分に保障されているとは言い難い⁴⁾。

グローバル化の進展に伴い、外国人及び外国にルーツのある子どもの教育の保障に対する問題は日本だけにかぎらない。同アジアに位置する台湾でも同様の問題を抱えている。台湾の場合、1990年代頃から、政府が1994年に打ち出した台湾商人の東南アジアへの投資を奨励した「南向政策」の実施と1990年代からの深刻な少子化傾向⁵⁾を背景として、中国大陸や東南アジア諸国から結婚を目的に移住する「結婚移民」が急増した。結婚移民として移住したのは大半が女性で、彼女たちは結婚後に台湾家庭に入り、出産や子育てを担うことになった。内務省統計によると、1987年から2016年まで国際結婚をした人数は52万1,136人、そのうち中国大陸出身者は35万309人（全体の67%）、それ以外の国の出身者は17万827人（全体の33%）である。それ以外の国の出身者のうち女

性の数は15万2,817人に上り、国際結婚をして台湾に移住する人のほとんどが女性であることがわかる。出身国別にみると、東南アジア諸国出身者が全体の93%を占める（表1）。

中国大陸からの結婚移民は言語環境や文化の類似性から台湾での生活に比較的適応しやすかったものの、東南アジア諸国からの結婚移民はその言語や文化習慣の違いから台湾での生活に馴染めない等の問題が2000年前後に顕在化してきた。これに対して台湾政府は、中国語学習の機会や就業能力訓練の機会など生活上の支援を展開してきた⁶⁾。

結婚移民の増加及び問題の顕在化は、その家庭における子どもの問題に繋がる。国際結婚による子どもの数が増えた結果、父母のどちらか一方が外国人である子どもが小学校に入学する割合が増加している。教育部の統計では、国民小学と国民中学に入学している結婚移民の家庭の子どもの割合は、2006年の8万167人から2016年には19万6178人（国民小学12万2,847人、国民中学7万5,894人）と10年間で2倍以上に増えている。表2のとおり、2012～2013年頃から全体としては減少傾向にあるものの、2016年現在、国民小学校在籍者117万3,882人の1割以上が結婚移民の家庭の子どもでもある⁷⁾。新入生のうち、平均9～10人に1人が結婚移民の家庭の子どもという状況にまで至っている⁸⁾。

以下本稿では、海外から結婚を目的として台湾に移住してきた人々（以下、本稿では特に断らない限り、こうした人々を「新住民」と呼ぶ）を親に持つ子ども、すなわち「新住民子女」に対し、台湾政府がいかなる論理のもとで教育を行っているのか、その現状と課題について考察することを目的とする。まず、台湾における新

表1 台湾における結婚移民女性数（1987年1月～2016年12月までの累計）

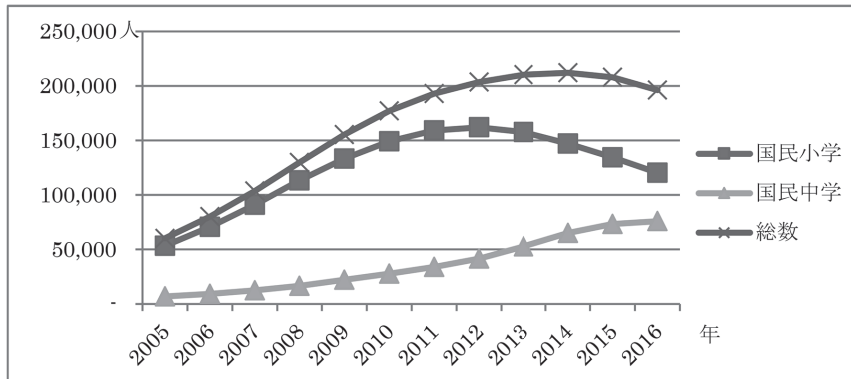
単位：人

地域別	合計	ベトナム	インドネシア	タイ	フィリピン	カンボジア	日本	韓国	その他
地域全体合計	152,817	95,629	28,460	5,845	8,073	4,283	2,446	978	7,103
うち新北市	25,809	16,511	3,453	1,194	1,300	433	493	256	2,169
うち台北市	9,914	5,115	1,013	421	538	185	888	293	1,461

出所：内政部移民署ウェブサイト「各縣市外裔、外籍配偶人数按性別及原屬國籍分」

(<http://www.immigration.gov.tw/ct.asp?xItem=1325434&ctNode=29699&mp=1>) より作成。

表2 結婚移民の家庭の子ども国民小学・中学の在籍者数の推移（2005-2016）



出所：台湾教育部統計處「新住民子女就讀國中小人數統計」（94学年度～105年度）。

住民及び新住民の子どもの位置づけを確認し、その上で、新住民子女の教育に関する政策動向を概観する。政策動向から、台湾政府がどのような論理で新住民子女の教育を実施しているのかについて考察を行う。なお、日本国内には、台湾の結婚移民の状況及び支援策に関する論考（ウ2010）、新住民に対する母語教育教材の研究（黄2016）があるが、新住民子女に対する教育やその政策の展開に焦点を当てた論考は管見の限りみられない。一方、海外には新住民子女の母語教育政策に関する研究（葉2012、林・范2015）などがあるものの、新住民子女教育についての政府の意図や論理に着目して分析したものはみあたらない。

2. 台湾における「新住民」とは？

—「外籍配偶」から「新住民」へのことばの変化から—

新住民子女の教育について分析する前に、台湾における「新住民」の位置づけを先に確認したい。上述のとおり、台湾政府は1994年に李登輝政権で「南向政策」を開始し、現在は蔡英文政権の下で2016年より「新南向政策」が実施されている⁹⁾。当初の南向政策はアジア地域への経済投資がメインであったが、新南向政策では、経済投資だけでなく、東南アジア地域との文化・教育・人材面での交流を促進し、アセアン諸国や南アジアなどの国々と新たな経済共同体意識を形成することにねらいがある。

90年代の南向政策では台湾と東南アジアの

経済交流が主たる目的であったが、交流が盛んになるにつれ、両地域の人的交流も進んだ。ウ2010によると、1980年代頃から台湾の工業化により農村の女性が都市に流出した結果、農村男性の結婚難の問題が生じ、そこで目が向けられたのが東南アジア地域の女性であった。1990年代に入ると都市部の台湾男性も東南アジア諸国や中国地域で結婚相手を求める動きが活発になった。当時彼女ら結婚移民を示すことばとして用いられたのは「外国人花嫁」（原語：「外籍新娘」）や「外籍配偶」だった。結婚移民として台湾に移住した彼女たちは、嫁ぐために「買われて来た」ケースもあった。彼女らは「商品」・「モノ」として捉えられ、子どもが産めなければ離婚されることもあり、また、彼女たちの多くが経済的に貧しい地域の出身者であるため単純に帰国するわけにもゆかず、そのまま滞在していた現状もみられた¹⁰⁾。

こうした状況が人権侵害に当たるとして「外国人花嫁」ということばは次第に姿を消し、「外籍配偶」や中国大陸からの結婚移民を指す「大陸配偶」の語が2000年代頃から政策文書や法律上の用語として用いられるようになった。しかしこれらの語は、台湾人と婚姻をしているが、いまだ台湾籍を取得していない人を便宜上指しているだけで、法律上の明確な規定はない¹¹⁾。

「外籍配偶」や「大陸配偶」に代って2005年頃からは「新移民」ということばが登場している。その背景には、海外からの移住者を国籍や婚姻関係といった法律関係上の枠組みで捉える

のではなく、台湾での生活やその生活上の保障のあり方まで含めた対応が求められるようになった背景がある¹²⁾。だが、「新移民」ということばも台湾では法律上の概念ではなく、行政上の規則や教育計画において用いられているにすぎない。また、新移民家庭の子どもに対して用いられる「新台湾の子」という概念も、その権利や義務に係る明確な規定はない。

さらに近年は、「外籍配偶」や「新移民」という用語ではなく、「新住民」の語が多用されている¹³⁾。これは、早期から結婚移民に対する生活適応教育や言語教育に取り組んできた新北市¹⁴⁾で2008年より用いられている「新住民」の語が全国的に普及したことによる¹⁵⁾。しかしながら、「新移民」と「新住民」の間にも、現在明確な区別が存在するわけではない。

以上、台湾では、「新移民」、「新住民」、「新住民子女」、「新台湾の子」といったことばの概念規定が曖昧なまま多用されていた。このことは、国籍だけでは捉えられない、台湾社会の多文化状況を例証しているといえる。さらに言えば、「移民」ではなく「住民」とすることにより、外国につながるのある人々を、台湾社会を支える構成員としての位置づけを明確化するねらいもうかがえる。

3. 外国籍の子どもと新住民の子どもの位置づけの違い

(1) 九年国民教育の対象か否か

台湾では六三三制の学校制度が採用されている。義務教育は6～15歳の9年間で、6年間の国民小学と3年間の国民中学からなり、「九年国民教育」と呼ばれている¹⁶⁾。

「国民教育法」(1979年制定)の第1条には「国民教育は中華民國憲法第158条の規定に基づき、徳、智、体、群、美の五育が均衡的に発達した健全な国民を養成することを宗旨とする」とその立法の根拠が説明されている。続けて第2条では、「6歳から15歳の国民はすべて、国民教育を受けなければならない。この年齢を過ぎて国民教育を受けていない国民は、国民補習教育を受けなければならない。6歳から15歳の国民の入学義務(原語:国民之強迫入学)については、別に法律をもってこれを定め

る。」とある。第2条に基づき制定された「強制(原語:強迫)入学条例」(1944年制定、1982年改正)の第6条では、「学齢にある国民の父母あるいは後見人はその子女に教育を受けさせ、入学させる義務を有し、学校での教育だけでなく、家庭での教育を実施する。」とある。さらに、「教育基本法」(1999年制定)第8条では、「児童生徒・学生の学習権、教育を受ける権利、心身及び人格の発達に対しては国家が保障し、ならびに、体罰や侮辱行為などによって心身に害を与える行為を受けさせない。国民教育段階においては、保護者がその子女の教育に責任を負い、ならびに、その子女の最善の福祉のために、法律に基づき教育を受けさせる方式、内容を選択し、学校教育の事務に関わる権利を有する。」と記されている。

このように台湾において義務教育の保障の対象は「台湾籍(中華民國の国籍)」をもつ「国民」であり、外国籍の子どもは対象とされていない¹⁷⁾。台湾では、国籍取得において出生地主義ではなく血統主義が採用されており、新移民家庭において父親が台湾人である場合、母親が外国籍であっても、その子どもは「台湾籍」を有するケースがほとんどである。台湾籍を有する新移民家庭の子どもは、当然だが、義務教育の対象として扱われている。

(2) 新移民家庭の子どもが幼少期に身につけることば—「母語」の範囲の広がり—

新移民家庭の子どもが「台湾籍」を有し、義務教育の保障の対象となっているにもかかわらず、義務教育学校に通う新住民の子どもたちは、幼少期に接した文化と台湾のそれとの間に葛藤を抱えることがある。その背景として、台湾に多く見られる新移民家庭の東南アジア出身の女性は、貧しい地域から嫁いだために家庭内での地位が低い。中国語能力が十分でない場合でも、家庭において自身の母国語を用いたり、また、母国の文化に親しむことが難しい状況に置かれている。このことから、子どもと母親との間にコミュニケーションの溝が生まれる場合がある¹⁸⁾。さらに、台湾の経済的に裕福でない新移民家庭の子どもは就学前まで台湾で両親と共に暮らさず、親元を離れて台湾より物価の安

い、母親の出身国である東南アジア諸国で祖父母と生活しているケースもある。こうしたケースの場合、義務教育を受けるために小学校入学前に台湾に戻ってきたさい、新住民家庭の子どもたちは入学後の学校生活や日常生活において様々な問題を抱えることになる。例えば、▽台湾文化への不適応、▽中国語理解の不十分さ、▽幼い頃に身につけた言語（ここでは東南アジア諸国の言語）や文化に対する葛藤、▽自らのルーツに対する不安やアイデンティティの揺らぎ、などの問題が挙げられる。

新住民家庭の子どもが幼少期に身につける母語（東南アジアの言語であるベトナム語やインドネシア語）については、子どもたちのアイデンティティ重視の観点から、後述するように、彼らの母語教育の在り方が近年注目されている。だが、それ以前に台湾では、少数民族など先住民の言語や中国大陸からの移住者が用いる客家語や閩南語を意味する「郷土言語」（原語：「本土語」）を、学校教育の中でどのように位置づけ、保障すべきかといった問題の議論があった。

台湾における郷土言語教育は、1990年に台北県の烏来国民中学・小学における先住民のタイヤル族に対する週2時間の「母語」（タイヤル語）教育が始まりとされる。その後2001年施行の義務教育段階の九年一貫カリキュラムにおいて、国語、英語のほか、郷土言語教育が単独科目として設置され、小学1年次からの必修科目として、閩南語、客家語、先住民（原住民）言語のいずれかの言語を毎週1コマ学習することが義務づけられた（中学校では選択）。当時「母語」とせず「郷土言語」と称した理由については、菅野2012は教育部長の定義を引用し、「郷土言語」と「母語」は決して同一ではなく、郷土言語の学習の意義は、「郷土を熱愛する心情」「郷土としての文化伝承」「異なる文化の尊重」にあり、郷土としての台湾に対するアイデンティティを高めるという教育の目的があったと分析し、当時の中国重視から台湾重視へと転じていった教育の「本土化」の影響の存在を指摘している¹⁹⁾。つまり、「母語」(mother tongue)が「郷土言語」(native language)に置き換えられ、閩南語・客家語・原住民語のみ

を台湾の土着言語とする認識が学校システムの中で確立されていくことになった²⁰⁾。つまり、当時台湾に移住した新住民の人々及びその子どもの「母語」の扱いは問題として認識されていなかった。

しかし、2000年代に入ると海外からの結婚移民が台湾に増え、それに伴い、父母のどちらか一方が東南アジア諸国や中国大陸など海外からの出身者である子ども、いわゆる「新台湾の子」が増えてきた。こうした子どもたちが国民小学の1割以上を占める状況を台湾政府も無視できなくなった。そこで、教育部は2004年頃より新住民のための学習センターを自治体ごとに設け、親の母国の文化や母語を学ぶための機会を新住民家庭の子どもたちに提供したり、2009年には彼らのために「母語継承コース」を開設する学校に対して財政援助を行う措置を講じるようになった。東南アジアからの新住民の増加により、従来先住民語や客家語など指して用いていた「郷土言語」という概念には包摂されない「母語」の扱いが問題として生じ、それへの対応が教育現場で要請されることになったといえる。

こうした経緯を経て、後述するように2018年より移行予定の新カリキュラムでは「新住民語」が組み入れられ、国民小学校段階では、郷土言語（本土語）及び新住民語（主として東南アジアの言語）の学習が選択必修科目として位置づけられることになったのである²¹⁾。

4. 新住民子女教育の現状

(1) 実施経緯—成人教育²²⁾から開始—

上記のような自身の母語や文化に対する問題を抱えている新住民家庭の子どもに対する教育について、台湾ではどのような取り組みが行われているのだろうか。

新住民の教育に早くから取り組んでいたのは台北県（現・新北市）である。台北県では、1990年代頃から生涯教育センター内に生涯教育ガイダンスチーム（原語：終身教育輔導団）を設け、成人女性に対し「補習教育」として識字教育を行ってきた。新住民の増加に伴い、2000年前後にはその対象を広げ、台湾人の年配の成人女性だけでなく、海外から嫁いできた若い外国人女

性（台湾について知識のない、家事を担当している、まだ出産していない女性）に対しても実施するようになった。当初台湾人対象の識字教育をねらいとしたものから新住民女性を対象とするものへと移り変わるにつれ、台北県政府は新たに「外国籍配偶者ガイダンスチーム」（原語：「外籍配偶指導（輔導）組」）を設置し、学校の校長や主任など学校の教師を指導者に当たらせた。さらに2003年には4年間（2004～2007年）の「台北県外国籍配偶者教育中期計画（原語：台北県外籍配偶教育中程計画）を策定し、中国語言語や生活適用のための学習の場を新住民に提供した。なお、新住民を対象とした中国語学習や生活適応のための学習は、現在でも新北市内の小学校等に附設された国際文化センターで夜間開講されている。

新住民を対象とした中国語学習や台湾の文化の教育を学校の教師が担当していたこともあり、その関心がしだいに新住民家庭の子どもに向けられるようになった。2006年には「台北県新住民子女に対する教育支援強化計画」（原語：「台北県新住民子女教育輔導深耕計画」）と呼ばれる、新住民子女を対象とする教育計画が策定された。従来、習教育を受けている成人を対象とした教材は台湾の文化・風習だけを扱うものだったが、同計画により、新住民の子女のための教材も新たに開発された。その教材は『私たちは家族—国民小学多元文化教材東南アジア編—』（原語：『我們都是一家人—国民小学多元文化教材東南亞編—』）と名付けられ、台湾社会の中で新住民も台湾人も「みな一緒」ということを強調した内容となっている。小学校低学年用、中学年用、高学年用に分けられ、生活文化の学習と言語の学習の教材がそれぞれ作成された。同教材は新住民の子女の学力向上のためのものというより、あくまでも台湾の文化の理解、言語（中国語と母語）の学習ためのものであるとのことである²³⁾。このほか、ベトナム語やインドネシア語など東南アジアの7つの言語で作成された絵本である『多元文化絵本』も作成されている。

なお、こうした教材がどこまで活用されているのかについて新北市政府教育局で尋ねたところ、教材（絵本を含む）を各学校に1セットず

つ配付しているという²⁴⁾。たしかに、新北市内のA小学校には市政府から配付されていた教材が配置された。しかし隣接の台北市の幼稚園に勤務している教員たちはその存在すら知らず²⁵⁾、新住民子女教育に対する取り組みは地域によってばらつきがあると考えられる。

（2）教育部「外国籍及び大陸配偶子女教育支援計画」（2004年制定）の策定

台北市の取り組みを踏まえつつ、教育部も2004年に新住民及びその子どもに対して教育支援を行うために、「外国籍及び大陸配偶者の子女に対する教育支援計画」（原語：外籍及大陸配偶子女教育輔導計画）を策定し、本格的に新住民及びその子女に対する教育に着手し始めた。同計画の目的は、▽新住民子女のアイデンティティ、生活適応、学習適応能力の向上、▽親教育カリキュラムによる子育て力の向上、▽新住民及びその子女に多元文化の提供による、多彩な国際文化の構築、▽父母の母語の学習を通じた、外国語の習得と国家の国際競争力の向上、である。具体的内容としては、相談活動、親教育、多文化学習、中国語（華語）補習カリキュラム、多文化教材の編集、優良教材の選定、母語継承カリキュラム、多文化絵本の作成に対する財政的支援である。これにより、新住民及びその子女が自らに関わりのある文化や母語について学ぶ機会が設けられ、また、その機会を設けることが推奨されたことで、新住民及びその子女の学びの機会が保障されただけでなく、台湾人側の新住民の文化や言語に対する見方にも変化が生じている²⁶⁾。表3は2000年以降の新住民子女教育に関する台湾政府の主な施策をまとめたものである。

（3）「全国新住民火炬計画」（全国新住民たいまつプログラム）の実施（2012-2014）

2012年には、新住民子女に対する支援をさらに一歩進めるかたちで、内政部（日本の総務省・外務省に相当）は教育部や地方政府と協力して「全国新住民たいまつプログラム」（2012～2014年。原語：「全国新住民火炬計画」）を策定し、新住民の母語の教育を一部の小学校（重点小学校）の放課後や朝学習の中で実施するこ

表3 2000年以降の新住民子女教育に関する台湾政府の主な施策

2003年	「教育優先区計画」 ※社会的弱者への関心	内政部
2004年	「筹措専門照顧外籍配偶之基金」 ※10年間で30億元の予算措置	内政部
2004年	「弱勢跨国家庭子女教育处境与改進策略」	教育部
2004年	「外籍及大陸配偶子女教育輔導計画」	内政部
2005年	「發展新移民文化計画」(2005-2008) ※移民学習センターの設置	教育部
2005年	「携手計画—課後扶助」	教育部
2007年	「新移民与多元文化計画」(2007-2012)	教育部
2009年	「新住民子女教育改進方案」 ※財政支援項目の中に「華語(中国語)補習カリキュラムの実施」, 「多文化教材の編集, 購入」「優れた多文化教育実践の選定事業」「母語継承カリキュラムの実施」を新たに追加。	教育部
2009年	「国民及学前教育署補助国民中小学及幼稚園弱勢学生実施要点」	教育部
2009年	「教育部補助執行外籍及大陸配偶子女教育輔導計画(修正)」	教育部
2012年	「教育部国民及学前教育署補助執行外籍及大陸配偶子女教育輔導計画作業原則」 ※2013年施行。前「教育部補助執行外籍及大陸配偶子女教育輔導計画作業原則」	教育部
2012年	「全国新住民火炬計画」(2012-2014)	教育部
2014年	「十二年国民基本教育課程綱要総綱」 ※2018年より移行。	教育部
2015年	「新住民子女教育發展5年中期計画」	教育部

表注：※は施策にみられる特徴を示す。

とを決定した。この重点小学校とは、新住民の子どもが100人以上を占める学校、または、新住民の子どもの割合が10分の1を占める学校を指す。同計画の下で内政部と教育部は、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、カンボジア語といった5ヶ国語の言語学習のための『新住民母語生活学習教材』を作成し、重点校の新住民の子どもに対し、学校の裁量によって新住民(とりわけ母親)の母語の教育を朝の自習時間(授業開始前の30分程度)や放課後に実施するというものである。同教材を分析した黄2016は、新たな教材が開発されたものの、あまり活用されていないと論じている。その理由として、レッスンの会話内容の難しさ、各学校の取り扱いの不均衡の問題、新住民の女性(母親)を教師として授業を担当させることにおけるの質の問題、さらに、異文化に対する配慮の不十分さといった文化学習の問題を指摘している²⁷⁾。

しかしながら、たいまつプログラムにより、新住民言語に対する社会的関心が集まったこと

は確かであり、2014年に制定された新しい課程要綱における新住民言語の導入(2018年より)へと繋がっていったことを踏まえれば、同プログラムはそのための布石を築いたともいえる。なお、教育部も同プログラムの成果を評価的に捉えている。

(4) 課程綱要における「新住民語文」の導入

たいまつプログラムに一定の成果があったことから、2014年に発表された2018年より移行予定の新しい課程綱要の「語文」領域(日本の国語に相当)では、「国語文」、「本土語文」(原住民諸語、客家語、閩南語の3つ)、「新住民語文(東南アジア言語文)」、「英語文」が扱われることになった。これまでの課程綱要の「語文」領域は、「本国語文」(国語と本土語(原住民語、閩南語、客家語の総称))と「英語」に分かれ、「本土語」は必修だったが、2018年より小学校段階では、「本土語」か「新住民語」のどちらかを子どもが自由に選択することが可能になる。新住民語の中でも、ベトナム、インドネシアか

表4 国民小学・国民中学カリキュラムにおける週当たりの「語文」の時間数

領域		段階	国民小学						国民中学		
		学年	第1学習段階		第2学習段階		第3学習段階		第4学習段階		
			第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9
教育部が定めた課程 (学習領域課程)	語文	国語文(6)		国語文(5)		国語文(5)		国語文(5)			
		本土語文/ 新住民語文(1)		本土語文/ 新住民語文(1)		本土語文/ 新住民語文(1)					
			英語(1)		英語(2)		英語(3)				
	領域学習課程 の週当たりの 総時数	20		25		26		29			
学校課程 (弾力学習課程)		2~4		3~6		4~7		3~6			
週当たりの総時数		22~24		28~31		30~33		32~35			

出所：教育部2014「十二年国民基本教育課程綱要」, p.10を参考に筆者作成。

ら来る人が多いため二つの国の言語を重視している。このほか、タイ、ミャンマー、カンボジア、フィリピン、マレーシアの言語を視野に入れており、5年以後、もし別の国の人口が増えれば、将来的には扱う言語も増える可能性がある、という。そのため、カリキュラム上は「新住民語」と記して幅を持たせており、どの国の言語を扱うといった指定をしていないとのことである²⁸⁾。表4は、2018年より移行予定の義務教育段階（国民小学・国民中学）のカリキュラムにおける「語文領域」（言語・文学の授業）の週当たり時数を示したものである。

この科目導入については、「本土語」の取り扱いとの関係の中で「母語」の定義についての議論が再浮上した。「新住民語」は「母語」なのか、それとも「外国語」なのかという意見の相違である。現行のカリキュラムでは、高級中学（日本の高校に相当）において東南アジア言語は「第2外国語」として扱われているため「母語」ではないとする意見と、新住民家庭では保護者が東南アジア言語を使用している場合や、新住民子女にとって東南アジア言語が就学前まで慣れ親しんだ言語であるため、「外国語」とは言い切れないという意見の対立である。さらに、本土語の教師からは、新住民語導入により職場が奪われるといった批判もあった²⁹⁾。今回

のカリキュラムをみると、結局のところ、国民小学段階でのみ「本土語文」と「新住民語文」の「選択必修」として位置づけられ、国民中学段階では「選択科目」、高級中学段階では「第2外国語」としての扱いとなっている。

新しい課程綱要³⁰⁾には本土語や新住民語の授業を実施するにあたっての注意事項が、以下のとおり記されている。▽国民小学段階で本土語又は新住民語の授業を開講するにあたっては、学生の実際の要求に基づき、閩南語、客家語、原住民語、新住民語のいずれかを選択して学習を行わせること、▽国民中学段階では、学校は生徒がこれらの言語を選択する意向があるかを調査し、意向があれば学校独自のカリキュラム内で開講すること、▽学校独自のカリキュラムで開講する場合、先住民の生徒の民族教育の権利を保護するため、毎週1コマ以上は開講し、学習の機会を提供すること、▽これらの言語の科目は、休日、夏休み、冬休みに開講してもよい、▽新住民語の授業は東南アジア言語を主とし、多文化尊重と、異なる民族間の関係づくり（原語：増進族群関係）のために、学校は専門性の高い教師を招へいし、新住民語の授業を開講すること、▽本土語や新住民語の授業は他の領域と結びつけて、領域を跨がるテーマを設定してカリキュラムの中で実施すること、な

どである。

このような改革の方向性が示されているが、従来の先住民の言語を学ぶ時間を減らして新住民語を入れることが、はたして台湾政府の掲げる「多文化尊重」の理念の実現に繋がるのかどうか。先住民側からの反発が生じるのも容易に想像できる。新住民の言語を「科目」として導入することに、誰に、どのようなメリットがあるのか。新住民子女教育も新住民子女に対してのみ行われているのか否かについて、以下に考察していく。

5. 新住民子女に対する教育保障の在り方と今後のゆくえ

(1) アイデンティティ重視か経済重視か

以上本稿では、新住民子女の教育について確認し、地方政府の取り組みを踏まえ、中央と地方政府がそれぞれ新住民子女の教育に関心を寄せ、その保障に取り組んできた経緯が認められた。こうした取り組みの背景には、二つの方向性があると考えられる。一つは、台湾文化を尊重する流れから「本土語」が注目されたときと同様、新住民子女の母語保障の側面がある。ここでは、社会的弱者への配慮、自らのルーツに関わるアイデンティティの尊重が重視され、さらには、国際化に向けて、多文化社会や社会公平といった理念の実現を目指して展開されているといえる。教育部が発表した「新住民子女教育発展5年中期計画」(2015)の策定理由を述べた箇所にも、以下のとおり、新住民子女に対する配慮や関心の高さが認められる。

「近年台湾では、出生率が低下しているとともに、グローバル化が進むにつれて人口移動が頻繁になり、国際結婚が日増しに普遍化しつつある。新住民が台湾に移入し、台湾社会は未曾有の経験をしているだけでなく、とりわけ、新住民子女の教育に対して関心が高まり、それへの対応に迫られている。台湾の人口及び教育競争力に対する影響が出ることから、ますます軽視できない。一部の新住民は社会生活を営むスキルや適応能力において台湾人に及ばず、かれらを社会の比較的低階層にとどまらせていることが少なくなく、社会

保障上の支援を必要としている。言語や文化の違い、生活や教育への適応の程度によって、学習能力に差が生じる問題がみられる。このため、政府及び学校は新住民及び新住民の子女への指導や支援を適宜積極的に行うことが必要である。

このほか、近年、新住民子女の教育に関する議論は、どうすれば、彼らを台湾文化に溶け込ませる支援ができるか、どうすれば新住民子女の学習効果を引き上げることができるのか、なにが学習効果を抑制しているのか、といった問題が扱われることが多い。しかしながら、新住民子女が持っている優れた面をさらに発達させることに対して、多元的な言語学習環境や国境を越えた文化を背景に成長してきた優れた面を含め、今まで以上に重視することが求められる。(下線引用者)

こうした文言からは、たしかに台湾政府の新住民子女の教育保障に対する高い関心があるが、しかしその一方で、現在のカリキュラムへの新住民語導入の改革は、新住民の子女のアイデンティティや人権というよりも、台湾社会の経済発展など経済的側面も色濃くみられる。例えば、2016年に新北市教育局が各学校に向けて発表した「新住民語文課程実施計画」には、その計画策定の目的として次のような記述がある。

1. 児童生徒のアセアン諸国に対する正しい認識を引き起こし、アセアン諸国の言語に対する学習の動機づけを高める。
2. 未来のアセアン諸国との経済・貿易に求められる言語の基礎づくりをし、児童生徒に第二言語能力として東南アジア言語を用いる能力を培う。(下線引用者)

以上のことから、台湾における外国につながるのある子どもに対する教育保障の論理には、人権的側面と人的資源的側面の両面が看取できるのではないだろうか。しかし、新住民子女に対する教育支援については、台湾社会において新住民同様に「社会的弱者」とされる先住民からは批判的な見方もある。というのも、経済発

展を支える人材として新住民への注目が集まるにつれ、先住民の子女に対する教育を受ける権利やその保障が軽んじられるのではないかといった危惧を抱いていることによる。先住民の子女に対する教育の権利を保障しつつ、新住民の子女に対する支援をどのように展開するかが新たな課題となっているといえる。

(2) 東南アジア諸国の言語・文化に対する偏見の低減に向けて

2018年実施予定のカリキュラムでは本土語と新住民語は子どもが自由に選択できることになっている。しかし、国立台北教育大学アセアン人材育成センターの准教授によれば³¹⁾、現場の教師や校長の東南アジアの言語に対する価値観、東南アジア文化に対する価値観が影響して、東南アジア言語を学びたいと思っている子どもがいても、故意に新住民語クラスを開設しない場合もある。校長や教師が東南アジアの言語を「外国語」と捉え、幼いうちからの外国語学習は中国語学習の妨げになるため、台湾で生活する以上は中国語学習が優先されるべきと考えられているためである。こうした認識を改善していく方策が必要であろう。

その手がかりの一つとして、新住民を「援助」の対象ではなく、「エンパワーメント」(原語：培力)の対象へと捉える新たな方向性があげられる。新住民子女教育の開始当初は、台湾人の経済的に貧しい地域から結婚移民として渡台した新住民(とくに母親)に対する偏見から、新住民家庭の子どもたちも「新住民」であることを知られたくなく、母語学習にも積極的でなかった³²⁾。それが政府の新南向政策の下で東南アジアへの社会的関心が高まり、また、中等教育段階の生徒を対象に東南アジアでの企業研修や文化体験を通じて両国の交流や経済発展に寄与する人材を育成する「昂揚計画」により、新住民の子どもが自らのルーツに自信を持つことができるようになる機会が増えつつある³³⁾。新住民子女自らがその文化的特徴を活かして活躍できる場を増やすことで、親の出身国の文化に対する評価に変化が生じる。新住民子女を支援の対象としてのみ捉えるだけでなく、新住民子女自身が自信を持って自己実現できるような教育を

どう展開するかも、今後の課題となっている。

6. おわりに—多文化共生社会における子どもの教育保障をどう展開するか—

本稿では、新住民家庭に暮らす子どもの教育保障を中心に考察を行ってきた。結果、彼らは「台湾籍」を有し義務教育の対象であるものの、幼少期に台湾以外で暮らすケースも少なくなく、小学校入学後において台湾での生活にとって必要な中国語教育とアイデンティティ保持のための母語教育の双方の教育が必要とされ、政府はその双方を学校で保障する取り組みを行っていたことを確認した。教育課程にも教科目として「新住民語」を導入するなど、彼らの文化の尊重、アイデンティティの保持を重視した改革を進めていると捉えることができる。

たしかに、外国につながるのある子どもに対する教育保障は人権的側面から尊重されていると言えるが、一方で、台湾の今後の経済発展を見据えた人材育成をねらいとして母語教育を行っていた面も確認できた。その背景には、台湾政府の少子化問題への対応とともに、南向政策や新南向政策の下での東南アジアへの高い関心から、将来東南アジア諸国との経済効果を前提とした政策や論理が認められた。さらには、新住民子女に対する教育保障が注目されるにつれ、これまで保障の主たる対象であった先住民からの反発も生じていた。台湾において多文化共生の問題は、新住民と台湾人との間だけでなく、先住民との間の問題でもあり、問題は複雑化している。こうした問題を処理できなければ、政府が目指す多文化共生や社会公平・公正といった理念の実現は困難であるといえる。

このような課題はみられるものの、台湾では、新住民子女を「新台湾の子」として、台湾の今後を担う人材として台湾社会の中で明確に位置づけ、積極的に支援、保障すべき対象として捉えられている。日本の場合、本論文の冒頭で示したように、日本語指導が必要な日本国籍を有する外国にルーツのある児童生徒のうち約25%が、日本国籍を有しているために支援の対象にはならず、特別な指導を受けられていない。台湾のように、外国にルーツのある台湾籍

を有する子どもたちを、台湾社会とともに生きる子どもとして捉え、国籍で排除の対象ではなく、積極的に学校教育の中で位置づけ、教育を支援していく在り方は、今後の日本の外国につながるをもつ子どもへの就学保障や発達保障を考える上で参考になるのではないだろうか。

しかし、台湾において新住民の子女といっても、東南アジア諸国だけにかぎらず、欧米、日本につながるのある子どもも存在する。近年はこうした新住民家庭の間でも経済的格差が生じている。本稿は、東南アジア諸国出身の新住民家庭の台湾籍を有する子どもの置かれている現状の分析にとどまってしまった。また、新住民の保護者の出身国の文化や言語に対する認識がその子どもに影響を与えることが予測されるが、その点を十分に分析することができなかった。この点については今後の課題としたい。

【付記】

本研究は、科研費JP 16H03787の助成を受けたものである。

【注】

- 1) 法務省ウェブサイト「平成28年末現在における在留外国人数について(確定値)」(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00065.html) 2017年11月30日閲覧。
- 2) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)の結果について」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/06/1386753.htm) 2017年11月30日閲覧参照。
- 3) 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒には、帰国児童生徒のほか、日本国籍を含む「重国籍」の場合、保護者の国際結婚により家庭内言語が日本語以外である者なども含まれる。
- 4) 日本における外国にルーツのある子どもの就学における問題を扱った論考は多数ある。近年のものには、宮島・太田2014や荒牧ほか2017などがある。宮島(2014)は、外国人及び外国につながるをもつ子どもへの教育保障には、①ホスト国言語の能力及び必要な基礎学力の習得、②当人のアイデンティティや家族とのつながり、潜在的言語

資本として認識や思考を支えるための母語・母文化の教育の保持、③当人の言語や文化をホストの国の成員が貶めせず、文化尊重、文化理解の環境づくりの必要性が指摘されているが、学校、地方自治体、政府における対応は十分でなく、現場の教員やボランティア指導者に委ねられていることが問題であると分析している。

- 5) 内政部統計處のデータによれば、合計特殊出生率(原語:総生育率)は2002年に1.34、2004年に1.18、2010年には0.89までに減少した。近年は2013年に1.07、2016年は1.17となり多少上昇傾向にあるが、依然として低いことがわかる。内政部統計處「育齡婦女生育率」(<http://sowf.moi.gov.tw/stat/year/list.htm>) 2017年5月13日閲覧。
- 6) ウ2010, pp29~32, 及び, 翁2008, pp.258~259。
- 7) 台湾教育部統計處「新住民子女就讀國中中小人數統計」(94学年度~105年度)(<http://depart.moe.edu.tw/ed4500/cp.aspx?n=1B58E0B736635285&s=D04C74553DB60CAD>) 2017年5月13日閲覧。
- 8) 邱・李2014, p.14。
- 9) 中華民国行政院「新南向政策推動計畫」正式啓動(http://www.ey.gov.tw/News_Content2.aspx?n=F8BAEBE9491FC830&s=82400B39366A678A) 2017年5月13日閲覧。
- 10) 2016年12月26日の新北市A小学校でのインタビューによる。なお、台湾における東南アジア系結婚移民女性の実態についてはウ2010を参照。
- 11) 邱・李2014, p.14。
- 12) 同上。
- 13) 2016年12月26日の新北市立A小学での校長からのインタビューによる。教育部の行政文書でも2012年頃から「新住民」の語が用いられている。
- 14) 新北市は以前台北市と呼ばれていたが、2010年に新北市となった。同市は、台北市より物価が安く、隣接している台北市に働きに行く交通の便も比較的良好いため、多くの新住民及びその家庭の子どもが定住しており、全国でもその割合が最も高い地域である。
- 15) なお、研究者は「新移民」の語を用いることもあるとの意見もあるが、両者の間に明確な概念の区別があるわけではない。2016年12月28日の国立台北教育大学アセアン人材センターでのインタビューによる。
- 16) 九年国民教育は1968年から開始されている。当初国民中学への就学を義務づけていなかったが、「国民教育法」に基づき「強制入学条例」(原語:「強迫入学条例」)が修正され、国民中学への

- 就学が1982年に義務づけられ、現在に至る。
- 17) なお、「教育基本法」では、義務教育に関する規定以外の条文では「国民」ではなく「人民」の語が用いられている。
- 18) 葉2012, p.61, ウ2010, pp.24～25を参照。1990年代から2000年代にかけて台湾では、仲介業者が中国大陸や東南アジア諸国の女性を結婚相手として紹介したり、また、数日間で結婚相手を探すツアーを組むケースなどが数多くみられた。こうした国際結婚の在り方は「貿易売買式の国際結婚」や「商品化された国際結婚」などと呼ばれる。国際結婚によって台湾に移住した新住民女性の家庭内での地位は相対的に低く、また、社会においても蔑視されていた(葉2012, ウ2010)。
- 19) 菅野2012, pp.234～235。
- 20) 同上。
- 21) 教育部「新住民子女教育發展五年中程計画」(第1期5年計画(民105年至109年)、2015年)。
- 22) 2006年に生涯学習法が公布されたことにより、「成人教育」から「生涯教育」(原語:終身教育)に名称を変更している。
- 23) 2016年12月26日の新北市立A小学でのインタビューによる。
- 24) 2016年12月29日の新北市政府教育局でのインタビューによる。
- 25) 2016年12月29日の台北教育大学修士課程の現職教員(幼稚園教師)からのインタビューによる。
- 26) 同上。
- 27) 黄2016, p.196。
- 28) 2016年12月28日の国立台北教育大学アセアン人材育成センターでのインタビューによる。
- 29) 同上。
- 30) 教育部2014「十二年国民基本教育課程綱要」, p.12。2018年度より新住民語教育を実施するに当たって教育部は、2018年度は約3,338クラスが開設予定で、2,664人の教師が必要と推計している。(http://www.edu.tw/News_Content.aspx?n=9E7AC85F1954DDA8&s=3AED9D9B0382BFA8) 2017年5月14日閲覧。
- 31) 2016年12月28日の国立台北教育大学アセアン人材育成センターでのインタビューによる。

- 32) 2016年12月26日の新北市立A小学でのインタビューによる。
- 33) 2016年12月29日の新北市政府教育局でのインタビューによる。

【引用・参考文献】

- 荒牧重人・榎井緑ほか2017『外国人の子ども白書』明石書店。
- ウ シンイン2010「台湾における結婚移民女性に関する動向と支援策」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第50巻, 23～33頁。
- 翁麗芳2008「過度な早期教育熱は改まるか?—教育偏重から『教育とケア』へ—」泉千勢・一見真理子・汐見稔幸『世界の幼児教育・保育改革と学力』明石書店, 242～263頁。
- 邱萍萍・李祥2014「台湾新移民子女教育政策述評」『上海教育科研』, 14～17頁。
- 教育部2014「十二年国民基本教育課程綱要総綱」(http://www.naer.edu.tw/files/15-1000-7944.c639-1.php?Lang=zh-tw) 2017年5月13日閲覧。
- 黄琬茜2016「台湾の「たいまつプログラム」にみる言語の教育方法—新住民母語生活学習教材」同志社大学社会学会編『評論・社会科学』117号, 179～199頁。
- 菅野敦志2012「『本土化』と『母語』教育—単一言語主義から郷土言語教育へ—」『台湾の言語と文字』勁草書房, 227～254頁。
- 葉郁菁2012「我国新移民子女学習母語政策之推進與實踐探討」『教育資料與研究』第106期, 57～81頁。
- 林初梅2009『「郷土」としての台湾—郷土教育の展開にみるアイデンティティの変容』東信堂。
- 林宜玄・范垂玲2015「東南亞新住民語文列入『十二年国民基本教育課程綱要』对新住民子女教育之影響」『台湾教育評論月刊2015』4(6), 92～100頁。
- 宮島喬・太田晴雄編2014『外国人の子どもの教育—就学の現状と教育を受ける権利』東京大学出版会。